

届けよう!

# あなたの経験とご意見 「ストップ!! 迷惑勧誘」

訪問や電話による勧誘が始まると断るのは  
実際には難しいことですよね。

- 自分としては断ったつもりなのに・・・
- 自分や家族・知人が断り切れず不本意な契約をした経験は？
- 断るのに“恐怖”を感じた経験は？
- セールスのプロの言葉の巧みさに誘導されてしまった経験は？  
しつこい勧誘に不快感が残った経験は？



大切な生活の場を勝手にビジネスに使うなんて・・・

- 生活の場を、勝手にビジネスに利用してほしくないですよね。
- 生活習慣(午睡など)が妨げられ、体調もおかしくなります。業者の不意打ち的勧誘を受けなくて済むように、事前に「断る」制度が欲しいです。

不意打ち的勧誘で、判断力の衰え  
等に「つけ込む」なんて・・・

- 高齢化社会に向けて、今こそ対策が必要。
- 高齢になり「断る力」の衰えが不安・・・
- 地元に残している両親が心配でたまらない...

高齢者等の見守りを進めて  
いくためにも・・・

- 飛込みの勧誘員が日常的な見守り活動はできませんよね。
- セールスかと思うと怖くて玄関を開けられない。そのために、かえって近所の人達との連絡も途絶えがちになる...
- 不審がられるので、近所のお年寄りに声をかけ難くなる...

公正競争の観点からも  
ルールが必要では・・・

- 不意打ち的に強引な勧誘を行う業者が契約を取り、そうした手法を取らない業者が契約の機会を逃す状況をどう思いますか？
- 事前に「勧誘を受けない」意思が予め明確になった方が、業者にとっても営業効率が上がるのではないのでしょうか。
- 事前に「勧誘を受けない」意思を明確にした人への勧誘規制の導入であれば事業活動にも大きな影響は無いのでは。また、事業者も自らのビジネスモデルを見直していく契機にすべきですよね。

参考にする具体的な  
制度事例もあります。

- 事前に勧誘拒否の意思を登録する制度を導入している国もあります。
- 日本でも、地方自治体によっては、勧誘拒否の意思表示を表すためのステッカーを準備している地方自治体もあります。国レベルでも法的裏付けをきちんとすべきですよね。

内閣府消費者委員会で特定商取引法の見直しに向けた検討が進められています。ここでの最大の焦点は、訪問勧誘・電話勧誘について、事前に「勧誘を受けない」意思を明確にした人への勧誘規制の導入ができるかどうか。訪問勧誘・電話勧誘による被害を防ぐため、あなたの意見を届けて、法改正を実現しましょう。

【意見提出先】内閣府消費者委員会

【意見募集期間】2015年9月1日(火)～2015年9月30日(水)まで(必着)

【提出方法】①郵送 〒100-6177 東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー 6階  
内閣府消費者委員会事務局 中間取りまとめ等意見受付担当

なお、郵送による方法では、上記受付期間(2015年9月30日(必着))での御意見の提出が困難である等の御事情がある場合に限り、下記意見受付フォームでも御意見を受け付けます。

②メール(消費者委員会の意見募集サイトにアクセスし、メールの意見提出フォーマットを利用)

[http://www.cao.go.jp/consumer/about/chukan\\_iken.html](http://www.cao.go.jp/consumer/about/chukan_iken.html)

【資料等】特定商取引法専門調査会「中間整理」などの資料も  
上記の意見募集サイトに掲示されています。

### 内閣府消費者委員会事務局中間取りまとめ等意見受付担当 御中

意見の対象	特定商取引法専門調査会「中間整理」に対する意見
氏名	
住所	
所属	
電話番号	
メールアドレス	
意見	※あなたの言葉で意見を簡潔に書いてください。 例えば・・・ 迷惑勧誘を受けたご自身の経験を紹介しつつ、・・・ 「事前に「勧誘お断り」と表明した消費者には訪問勧誘・電話勧誘を禁止してください。」 「訪問勧誘や電話勧誘を事前にストップできる制度を作ってください。」など。

### ※「ストップ!迷惑勧誘」運動について

消費者自身が要請していない飛込み的勧誘をきっかけとして、消費者が本来必要としない契約に至り、トラブルが数多く発生している現実がありますが、法的規制は十分ではありません。また、消費者の自主的・合理的な選択の機会、消費者の自己決定権、平穏な生活を営む権利は尊重されるべきです。

こうした問題意識から、海外で既に導入されている制度や都道府県条例における事例を参考にしながら、**事前に「勧誘を受けない」意思を明確にした人への勧誘規制の導入を目指して**、様々な団体が協力して運動を進めています。皆様、この運動には是非賛同をお願いいたします。

※運動へのご賛同はホームページから ⇒ <http://www.shodanren.gr.jp/keyword/contract.php>

【取り扱い団体・この件に関するお問い合わせ先】



〒102-0085 東京都千代田区 六番町15プラザエフ6F  
TEL.03-5216-6024 FAX.03-5216-6036  
URL : <http://www.shodanren.gr.jp>